

議員提出議案第2号

四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月11日 提出

四條畷市議会
(代表者) 吉田 裕彦
長畠 浩則
吉田 涼子

提案理由

市議会議員に対して支給される期末手当について、一般職の職員に準じ、支給割合を改正したく、本案を提案した。

四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内扱とみなす。